

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市立やまとあけぼの学園条例施行規則の一部を改正する規則につ				
	いて	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立やまとあけぼの学園条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、文言を整理するため、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第4条第3項・・・「法第24条の31第2項に規定する厚生労働省令」を「法第24条の31第2項に規定する内閣府令」に、「第51条の24第2項に規定する厚生労働省令」を「第51条の24第2項に規定する主務省令」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 関係法令との整合が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。